

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本内科学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 日本専門医機構が示したシーリング数を厳格に遵守すること。
- (2) シーリング対象の都道府県におけるプログラムごとの採用数の設定にあたっては、都道府県に情報を提供し、意見を聴いた上で設定を行うこと。
- (3) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (4) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
- (5) 連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本小児科学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 日本専門医機構が示したシーリング数を厳格に遵守すること。
- (2) シーリング対象の都道府県におけるプログラムごとの採用数の設定にあたっては、都道府県に情報を提供し、意見を聴いた上で設定を行うこと。
- (3) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (4) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (5) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
- (6) 連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関すること (医師法第十六条の十一関係)

- (1) カリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。
- (2) 都道府県内で複数プログラムを持たないことについては、プログラムの審査を行う際に、基幹施設および当該都道府県の地域医療対策協議会から事情を聴取し、人口や病院数等の地域の実情、教育レベルの維持、及び実際の採用数の観点等から妥当であるか検証を行うこと。また、その結果について、医道審議会に報告を行うこと。

**医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本皮膚科学会への意見及び要請**

**1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)**

- (1) 日本専門医機構が示したシーリング数を厳格に遵守すること。
- (2) シーリング対象の都道府県におけるプログラムごとの採用数の設定にあたっては、都道府県に情報を提供し、意見を聴いた上で設定を行うこと。
- (3) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (4) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (5) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。

2. 研修の機会確保に関すること (医師法第十六条の十一関係)

- (1) カリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本精神神経学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 日本専門医機構が示したシーリング数を厳格に遵守すること。
- (2) シーリング対象の都道府県におけるプログラムごとの採用数の設定にあたっては、都道府県に情報を提供し、意見を聴いた上で設定を行うこと。
- (3) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (4) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (5) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本外科学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (2) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (3) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。

2. 研修の機会確保に関するここと (医師法第十六条の十一関係)

- (1) カリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本整形外科学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 日本専門医機構が示したシーリング数を厳格に遵守すること。
- (2) シーリング対象の都道府県におけるプログラムごとの採用数の設定にあたっては、都道府県に情報を提供し、意見を聴いた上で設定を行うこと。
- (3) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (4) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (5) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本産科婦人科学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (2) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (3) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
- (4) 連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から公益財団法人日本眼科学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 日本専門医機構が示したシーリング数を厳格に遵守すること。
- (2) シーリング対象の都道府県におけるプログラムごとの採用数の設定にあたっては、都道府県に情報を提供し、意見を聴いた上で設定を行うこと。
- (3) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (4) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (5) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。

2. 研修の機会確保に関するこ (医師法第十六条の十一関係)

- (1) カリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 日本専門医機構が示したシーリング数を厳格に遵守すること。
- (2) シーリング対象の都道府県におけるプログラムごとの採用数の設定にあたっては、都道府県に情報を提供し、意見を聴いた上で設定を行うこと。
- (3) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (4) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (5) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本泌尿器科学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 日本専門医機構が示したシーリング数を厳格に遵守すること。
- (2) シーリング対象の都道府県におけるプログラムごとの採用数の設定にあたっては、都道府県に情報を提供し、意見を聴いた上で設定を行うこと。
- (3) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (4) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (5) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本脳神経外科学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 日本専門医機構が示したシーリング数を厳格に遵守すること。
- (2) シーリング対象の都道府県におけるプログラムごとの採用数の設定にあたっては、都道府県に情報を提供し、意見を聴いた上で設定を行うこと。
- (3) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (4) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (5) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。
- (6) 連携施設での研修が3ヶ月未満のプログラムは、必ずその理由を確認し、やむを得ない場合を除いて認定をしないこと。

2. 研修の機会確保に関すること (医師法第十六条の十一関係)

- (1) カリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本医学放射線学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 日本専門医機構が示したシーリング数を厳格に遵守すること。
- (2) シーリング対象の都道府県におけるプログラムごとの採用数の設定にあたっては、都道府県に情報を提供し、意見を聴いた上で設定を行うこと。
- (3) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (4) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (5) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。

2. 研修の機会確保に関するこ (医師法第十六条の十一関係)

- (1) カリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本麻酔科学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 日本専門医機構が示したシーリング数を厳格に遵守すること。
- (2) シーリング対象の都道府県におけるプログラムごとの採用数の設定にあたっては、都道府県に情報を提供し、意見を聴いた上で設定を行うこと。
- (3) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (4) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (5) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。

2. 研修の機会確保に関すること (医師法第十六条の十一関係)

- (1) 都道府県内で複数プログラムを持たないことについては、プログラムの審査を行う際に、基幹施設および当該都道府県の地域医療対策協議会から事情を聴取し、人口や病院数等の地域の実情、教育レベルの維持、及び実際の採用数の観点等から妥当であるか検証を行うこと。また、その結果について、医道審議会に報告を行うこと。

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本病理学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (2) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (3) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本臨床検査医学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (2) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (3) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本救急医学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (2) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (3) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。

2. 研修の機会確保に関するここと (医師法第十六条の十一関係)

- (1) カリキュラム制で研修が可能な医療機関のリストを学会ホームページで公開すること。
- (2) 都道府県内で複数プログラムを持たないことについては、プログラムの審査を行う際に、基幹施設および当該都道府県の地域医療対策協議会から事情を聴取し、人口や病院数等の地域の実情、教育レベルの維持、及び実際の採用数の観点等から妥当であるか検証を行うこと。また、その結果について、医道審議会に報告を行うこと。

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本形成外科学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 日本専門医機構が示したシーリング数を厳格に遵守すること。
- (2) シーリング対象の都道府県におけるプログラムごとの採用数の設定にあたっては、都道府県に情報を提供し、意見を聴いた上で設定を行うこと。
- (3) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (4) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (5) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。

医師法第十六条の十及び第十六条の十一に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本リハビリテーション医学会への意見及び要請

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第十六条の十関係)

- (1) 日本専門医機構が示したシーリング数を厳格に遵守すること。
- (2) シーリング対象の都道府県におけるプログラムごとの採用数の設定にあたっては、都道府県に情報を提供し、意見を聴いた上で設定を行うこと。
- (3) 別添の令和4年度プログラムに対する都道府県からの意見に対し、プログラム統括責任者と協力し、可能な限り令和4年度及び令和5年度のプログラムに反映できるよう努め、結果を医道審議会に報告すること。
- (4) 研修プログラムの認定にあたっては、あらかじめ各都道府県の地域医療対策協議会の意見を聞いた上で認定を行い、地域医療に配慮されたプログラムになるよう検討を行うこと。
- (5) プログラム制については、専門研修プログラムの全期間において研修先が計画されているプログラムのみ認定を行うこと。